

和歌山県暴力団排除条例シンポジウムを開催して

民事介入暴力及び非弁護士活動対策委員会 副委員長 田 中 博 章

例えば、電気工事業者から、「暴力団員から、組事務所に来て、電気修理をしてほしいとの注文がありました。これに対してどのように応じたらよいでしょうか。以前、事務所ができたときに電気工事をしたことがあったので、今回も注文が来たのですが、今回の注文を受けても大丈夫でしょうか？」という相談があれば、あなたならばどのように回答するだろうか。

この問題に関連するのが、和歌山県暴力団排除条例である。

同条例は、平成23年7月1日に施行され、その内容は、暴力団事務所の新規開設を禁じるだけでなく、県に対しては、公共工事等からの暴力団員や暴力団関係者の排除を義務付け、事業者に対しては、暴力団員や暴力団関係者に対する利益供与を禁じるなどしている。そして、事業者がこうした義務に違反した場合、公安委員会より公表されるなどの厳しい制裁を受ける場合がある。

つまり、この条例は、暴力団員やその関係者だけでなく、われわれ市民に対しても暴力団排除の義務付けを命じるものであり、それゆえ無関心ではいられない条例なのである。

このような条例は、全国をみると、現在も激しい暴力団抗争事件が頻発している福岡県において、平成22年4月1日に暴力団排除条例が施行されたのを皮切りに、各都道府県において施行されてきた。和歌山県においても、この流れに沿って、暴力団排除条例が施行された。

善良なる市民の平穏な生活を脅かす暴力団の根絶を目指す我が委員会は、福岡県暴力団排除条例が制定されて以降、かねてから、この条例が制定されることを心待ちにしていた。そして、ついに7月1日に施行される運びになったことを受けて、山崎和成委員長の陣頭指揮の下、施行日である7月1日にシンポジウムを開催することになった。

主催は、和歌山弁護士会だけでなく、条例を制定・施行した和歌山県、和歌山県警察、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが名を連ねてくれた。

また後援として、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山経営者協会、社団法人和歌山経済同友会、和歌山県中小企業団体中央会と、多数の団体が名を連ねてくれた。

当日のシンポジウムの開始は午後4時からであったが、これに先立ち、和歌山県警が和歌山市内で暴排パレードを実施することになり、山崎委員長はじめ、多くの委員が参加した。

シンポジウムの会場はルミエール華月殿であったが、会場には約200人もの参加者が駆けつけてくれ、会場は満員で、委員の多数は座る席もないという状態であった。

開会の始めに、主催者を代表して、由良登信和歌山弁護士会会長、和歌山県環境生活部県民局長の堀寿恭氏、和歌山県警察本部刑事部長の小河原一浩氏に開会の挨拶をして頂い

た。

その後、今回の条例の制定担当者である和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課係長（当時）を務める中西哲也氏から、条例の内容を解説してもらった。

中西氏の解説は、パワーポイントを使って、絵柄を多用してくれ、非常に分かりやすかった。

中西氏の解説の後、休憩をはさんで、「暴力団と企業の絶縁に関する諸問題」という題で、パネルディスカッションを行うことになった。

コーディネーターは山岡大弁護士が務め、パネリストとして、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課からは暴力団対策室長を務める花野剛一氏、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターからは専務理事を務める中村佳澄氏、当会からは大谷美都夫弁護士と藤田隼輝弁護士が参加した。

我が弁護士同僚がコーディネーター、パネリストとして参加したパネルディスカッションの内容を少し紹介したい。

まず花野氏から和歌山県下における暴力団情勢の報告があった。それによると、県下では19組織で構成員は350名であり、平成19年から減少しているとのことである。また暴力団による刑事事件の内容として、従来は暴行、傷害事件や恐喝事件、逮捕監禁事件や賭博事件が主なものであったが、現在はヤミ金融などのいわゆる出資法違反事件や暴力団員が入居できない条件とされているマンションに入居するために、暴力団の共生者が入居するかのように装って契約し、実質的に暴力団員が居住するといった賃借権の詐欺事件、それから、実際は一緒に住んでいるのに、妻と離婚した形をとり児童扶養手当などの不

正受給を得るといような事件、更にはインターネットの普及により、インターネットオンラインを利用したインターネットバカラ賭博事件や、以前は暴力団組織にとって「ハレンチ罪」と言われていた窃盗罪の検挙が増加の傾向にあるとのことである。

大谷弁護士がこれに引き続いて、近時は暴力団の潜在化、巧妙化が進行し、暴力団であることは名乗らず、場合によっては右翼団体などと称して、市民の些細な落ち度に付け込んで不当要求を行うケースが多く、市民側が賠償に応じると、ますます因縁をつけて請求を繰り返す傾向があるため、不当要求があったときには暴追センターなどに早期に相談すべきであると述べた。

これに引き続いて、暴追センターの中村専務が、暴追センターの概要を説明し、相談は随時受け付けており、事務所に来所する方法に限らず、電話やインターネットなどでの相談も受け付けるので、遠慮せずに相談してほしいと述べられた。

また、その後、花野氏において暴力団が構成員以外の者と組んで、工事などの場面で、不当要求を行うケースが頻発している旨述べられ、大谷弁護士がこれに対する防衛策として、暴力団排除条項を契約書などに盛り込むべきであり、またそもそも市民側にも暴力団と交際することが良くないという強い意識を持つべきであると述べられた。

更に、若手の藤田弁護士は、本条例に先行して施行された他府県の暴力団排除条例の状況について報告した。それによると条例に基づく行政指導があったのは10件程度あり、内容として多いのは、暴力団組長の支援団体があり、その団体の構成員である業者が、その団体の会費として、みかじめ料を渡してい

たという事例で、暴力団に対する利益供与にあたるとして、暴排条例に基づく勧告がされた例であるとのことであった。

その他、ガソリンスタンドの経営者が無償で暴力団組長の洗車を行ったケースや、経済的対価を伴う取引のケースも行政指導の対象となっているとのことである。例えば、暴力団の組長などに駐車場スペースを5台分ぐらい貸しており、その賃料を収受していたという事例において、暴力団の活動を助長するものであるとして行政指導がなされたケースや、内装業者が暴力団事務所の内装工事を請け負い、工事代金を受け取った事案では、かかる内装業者の行為は暴力団に対する利益供与に該当するとして、勧告の対象となったケースがあるとのことである。

そうすると、本原稿の冒頭の相談事例では、たとえ電気工事業者が暴力団から適正な対価を受領したとしても、暴力団排除条例に基づく行政指導の対象となりかねないから、避けるべきであると助言するべきということになる。

パネルディスカッション終了後、質疑応答の時間を設けたが、興味深い話であったからか、来場者から質問が飛び出し、藤田弁護士が分かりやすく回答してくれた。

パネルディスカッションが終わった後、山崎委員長から閉会のあいさつを行い、無事シンポジウムを終えることができた。

シンポジウムの準備は、4月に入ってから行い、準備期間があまりなかったが、いつも以上に山崎委員長が気合を入れて、各関係機関に根回しをしたりし、また若手委員が各自役割分担して、パネルディスカッションの準備

や会場や講師との打ち合わせなどに精力的に取り組んでくれた結果、盛大なシンポジウムを円滑に行うことができた。

この後、場所を移して意見交換会が行われ、県警本部長や暴追センター理事長なども来られ、後亮弁護士の滑らかな司会の下、円滑に進められた。

このように暴力団排除条例のシンポジウムは、委員長以下委員が一丸となって準備に取り組んだ結果、多数の参加者を迎えて成功裏に終わることができた。

暴力団排除条例は実施されてまだ数カ月であるが、早くも適用事例が複数出ている。

また最近、相撲界や芸能界、宗教界などで暴力団排除に関するニュースが次々と出ている。暴力団との関係遮断は今や常識的になっており、暴力団員という属性を以ってして制約を加えるのはおかしいなどと理由づけて、暴力団員との関係遮断に消極的であった論調は、今はない。

暴力団との関係遮断が市民に対しても課せられている本条例の、市民に対する周知の機会として、少しでも社会に役立ったとすれば嬉しい限りである。

